

# 参 考 资 料

## 参考資料 1

### 世界人権宣言（一部抜粋）

1948年12月10日  
第3回国際連合総会採択

#### 前 文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

#### 第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

## 第2条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

## 第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

## 参考資料 2

### 日本国憲法（一部抜粋）

昭和21年11月3日公布

昭和22年 5月3日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十三条　すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条　すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第十九条　思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第二十条　信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第二十一条　集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第二十二条　何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第二十四条　婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第二十五条　すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第二十六条　すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

　すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第二十七条　すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

　賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

　児童は、これを酷使してはならない。

第九十七条　この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

参考資料 3

「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画（概要）と  
足立区における人権啓発・教育の具体例

「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画 (平成9年7月4日)		足立区における 人権啓発・教育の具体例
項目	内容例	
3.重要課題への対応		
(1)女性	「男女共同参画2000年プラン」を踏まえた取り組みの推進 政策・方針決定への女性の参画 拡大、男女共同参画の視点に立 った社会制度・慣行の見直しと 意識の改革、女性の人権につい ての教育・研修・啓発活動の推 進	「足立区男女共同参画社会推 進条例」「足立区男女共同参 画行動計画」の策定 就労、DV、社会参画等に関 する講座の実施
(2)子ども	子どもの人権についての教育・ 研修・啓発活動の推進、児童の 権利に関する条約の趣旨・内容 の周知、いじめ問題等について の総合的な取り組みの推進、児 童の商業的性的搾取の防止、子 どもの人権専門委員制度の充 実・強化	児童虐待防止連続講座の実施 「人権ポスターコンクール」 の実施
(3)高齢者	高齢者の人権についての教育・ 研修・啓発活動の推進、相談体 制の整備、高齢者の社会参加の 促進、雇用・就業機会の確保	認知症サポーター養成講習
(4)障害者	障害者の人権についての啓発・ 広報活動や教育の推進、障害者 の社会参加と職業的自立の促進	障害者週間(12月3日～9 日)における作品展・舞台発 表等の実施

<p>( 5 ) 同和問題</p>	<p>地域改善対策協議会意見具申を尊重するとともに、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策について（平成 8 年 7 月 2 6 日閣議決定）」に基づき、人権教育・人権啓発事業を推進</p>	<p>人権週間（ 1 2 月 4 日～ 1 0 日）における「人権のつどい」の実施 区民企画同和問題講座の実施</p>
<p>( 6 ) アイヌの人々</p>	<p>「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」に基づき、施策を推進 アイヌの人々に対する人権侵害の発生を防止するための啓発活動の充実・強化、人権相談体制の充実</p>	<p>あだち広報人権コラムの掲載</p>
<p>( 7 ) 外国人</p>	<p>人権相談体制の充実、差別意識解消のための啓発活動の促進</p>	<p>「足立区多文化共生推進計画」の策定</p>
<p>( 8 ) HIV 感染者等</p>	<p>HIV 感染者、ハンセン病への理解を深めるための啓発活動の推進</p>	<p>エイズ予防キャンペーンの実施</p>
<p>( 9 ) 刑を終えて出所した人</p>	<p>偏見・差別を除去し、社会復帰に資するための啓発活動を実施</p>	<p>あだち広報人権コラムの掲載</p>
<p>( 10 ) その他</p>	<p>その他の課題についても、引き続き施策を推進</p>	

（「人権教育・啓発白書（法務省・文部科学省）」より一部引用）



## 参考資料 4

### 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日  
法律第147号

#### (目的)

第一条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。

#### (基本理念)

第三条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

#### (国の責務)

第四条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第七条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第九条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第二条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法(平成八年法律第二百十号)第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

参考資料 5

人権関係年表

(網掛け部分■は、国際的な動き)

昭和 2 2 (1947) 年	「日本国憲法」施行
昭和 2 3 (1948) 年	国連総会で「世界人権宣言」採択
昭和 4 0 (1965) 年	「同和对策審議会」答申
昭和 4 4 (1969) 年	「同和对策事業特別措置法」施行
昭和 5 4 (1979) 年	「国際人権規約」批准
昭和 6 0 (1985) 年	「女子差別撤廃条約」批准
昭和 6 1 (1986) 年	「男女雇用機会均等法」施行
昭和 6 2 (1987) 年	「地対財特法」施行(平成 1 3 年度末終了)
平成 5 (1993) 年	「障害者基本法」施行
平成 6 (1994) 年	「人権教育のための国連 1 0 年」を決議
	「児童の権利条約」批准
平成 7 (1995) 年	「人種差別撤廃条約」批准
平成 8 (1996) 年	「らい予防法」廃止
平成 9 (1997) 年	「『人権教育のための国連 1 0 年』に関する国内行動計画」策定
	「アイヌ文化振興法」施行
平成 1 1 (1999) 年	「男女共同参画社会基本法」施行
	「児童買春・児童ポルノ禁止法」施行
平成 1 2 (2000) 年	「児童虐待防止法」施行
	「ストーカー行為等規正法」施行
	「人権教育啓発推進法」施行
平成 1 3 (2001) 年	「配偶者暴力防止法」施行
平成 1 5 (2003) 年	「出会い系サイト被害防止法」施行
平成 1 6 (2004) 年	「障害者基本法」改正
	「児童買春・児童ポルノ禁止法」改正
	「高年齢者雇用安定法」改正
平成 1 7 (2005) 年	「発達障害者支援法」施行
	「児童福祉法」改正

平成 1 8 ( 2006 ) 年	「国連人権理事会」設置
	「高齢者虐待防止法」施行
	「障害者自立支援法」施行
	「男女雇用機会均等法」改正
平成 1 9 ( 2007 ) 年	「児童虐待防止法」改正
	「配偶者暴力防止法」改正
	「探偵業の業務の適性化に関する法律」施行
平成 2 0 ( 2008 ) 年	「ハンセン病問題基本法」成立

## 参考資料 6

### 足立区自治基本条例

平成16年12月17日  
条例第48号

#### 目次（省略）

足立区は、四方を河川に囲まれ、水辺や緑の豊かな自然に恵まれた、古くから宿場町や農村として栄えた歴史と伝統のあるまちです。ここには、人々の多様な暮らしと文化が融合し、人情味ある庶民の生活文化が育ち、息づいています。足立区のこれまでの発展は、ここに暮らした多くの人々の努力の成果です。

私たちは、こうした足立らしい個性と時代の変化を踏まえ、区民であることに誇りの持てる夢のある魅力あふれるまちに発展させていきたいと思えます。そして、私たちは、美しく快適な環境に恵まれ、活力に満ち、薫り高い文化が生まれ、いきいきと安心して暮らせるまちを創造するために、力を合わせていきたいと思えます。

このため、私たちは、住民自治と団体自治の原理を尊重し、「地域のことは地域住民が決定し、決定したことには責任を負う。」ことを基本として、区民参画と協働による真の自治を確立していかなければなりません。このことよって、私たちは、人権の尊重された自治の主体として地域の創造にかかわっていくことができ、自らの判断と責任において、ともに考え行動し、私たち区民一人ひとりの幸福が実現されるものと考えます。

このような認識により、足立区において「地方自治の本旨」を実現し、足立らしい地域社会を創造するため、ここに、この条例を制定します。

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、足立区(以下「区」という。)の自治の基本理念並びにこれを実現するための区政運営の基本原則及び基本的な事項を定めることにより、地方自治の本旨を実現することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 区民 区内に在住、在勤又は在学する者及び区内に事務所又は事業所を有する法人その他のものをいう。

(2) 参画 区民が政策の立案、実施、評価及び見直しの各段階に参加し、政策の決定にかかわることをいう。

(3) 協働 区民及び区が、それぞれに果たすべき責務と役割を自覚しながら、対等の立場で相互に補完し、協力して取り組むことをいう。

(区民の権利及び責務)

第3条 区民は、自治の主体として、区政運営に参画する権利並びに区が保有する情報の公開及び提供を受ける権利を有する。

2 区民は、区政に参画するにあたっては、自治の主体であることを自覚し、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。

3 区民は、法律の定めるところにより納税の義務を果たすものとし、また、選挙権を有する区民は、その行使の機会を生かすように努めるものとする。

(区長の責務)

第4条 区長は、区民の信託に応え、この条例の目的を実現するため、誠実かつ公正に区政を執行するように努めなければならない。

## 第2章 自治の基本理念

(自治の基本理念)

第5条 区民及び区は、一人ひとりの人権が尊重され、いきいきと安心して心豊かに暮らせる活力ある足立を、協働して築くことを目指すものとする。

## 第3章 区政運営の基本原則

(区政運営の基本原則)

第6条 区は、基本理念を実現するために、次に掲げる基本原則に基づいて区政を運営しなければならない。

(1) 区は、区民の自主性を尊重するとともに、公共的課題を解決するため、責務と役割を区民と分担しながら、協働して区政を運営するものとする。

(2) 区は、区政に関する情報を区民と共有するものとする。

(3) 区は、区民が区政運営に積極的に参画し、協働できるように努めるものとする。

(4) 区は、前3号の原則を踏まえ、総合的、計画的かつ効率的な区政運営に努めるものとする。

## 第4章 情報の共有

(情報の公開及び提供)

第7条 区は、区政運営の公正の確保と透明性の向上を図り、参画と協働による開かれた区政を実現するため、別に条例で定めるところにより、区が保有する情報を積極的に公開し、提供しなければならない。

(個人情報の保護)

第8条 区は、区民の権利及び利益が侵害されることがないように、別に条例で定めるところにより、個人情報を保護しなければならない。

## 第5章 参画と協働

(区民参画の仕組の整備)

第9条 区は、協働による区政運営を進めるため、区民の参画を保障する仕組を整備しなければならない。

(区民意見表明制度(パブリックコメント))

第10条 区は、重要な政策及び計画の策定にあたり、事前にその案を公表し、区民が意見を述べる機会を設け、当該意見に対する区の考え方を公表する区民意見表明制度(パブリックコメント)の手續を実施しなければならない。

(住民投票)

第11条 区長は、区の存立にかかわること並びに区民の生命、身体及び財産に著しい影響があることその他の区政の重要事項について、区民の意思を直接確認する必要があると認められるときは、住民投票を実施することができる。

2 前項の場合において、住民投票の実施について必要な事項は、別に条例で定める。

## 第6章 区政運営

(基本構想等)

第12条 区は、政策の基本的方向を示す基本構想を定めるとともに、その実現を図るため基本計画その他の計画を策定し、総合的かつ計画的な区政運営を図らなければならない。

(効果的な区民サービスの提供)

第13条 区は、区民要望を的確に把握し、効果的な区民サービスの提供に努めなければならない。

(財政運営)

第14条 区は、最少の経費で最大の効果を挙げるような財政運営を行うように努めなければならない。

2 区は、歳入歳出予算の執行状況等の財政状況を、別に条例で定めるところにより、区民にわかりやすく公表しなければならない。

(行政評価)

第15条 区は、効果的かつ効率的な区政運営を推進するため、行政評価を実施し、その結果を公表しなければならない

(行政手続)

第16条 区は、行政手続に関し共通する事項について、別に条例で定めるところにより、区民の権利及び利益の保護に努めなければならない。

(説明責任)

第17条 区は、区政運営における公正を確保し、透明性を向上させるため、政策及び計画の立案、実施、評価及び見直しの各段階において、区政について区民にわかりやすく説明しなければならない。

(区民からの意見及び要望)

第18条 区は、区政に対する区民の信頼を確保するため、区民からの意見及び要望を迅速かつ誠実に処理しなければならない。

## 第7章 地域の個性の尊重及び区民の自主的な活動の尊重

(地域の個性の尊重)

第19条 区は、区内のそれぞれの地域の個性を尊重し、自主性が生かされるような区政運営に努めるものとする。

2 区は、あらゆる国籍の人にとって住みやすく、異なる文化及び習慣と共生できるような、国際社会に開かれた地域社会の発展を図るとともに、国際交流の促進に努めるものとする。

(区民の自主的な活動の尊重)

第20条 区民は、地域における多様なつながりを基礎とした自主的な団体、組織及び集団の役割を認識し、これを尊重するように努めるものとする。

## 第8章 国及び他の自治体との連携及び協力

(国及び他の自治体との連携及び協力)

第21条 区は、広域的又は共通する課題を解決するため、国、都及び他の自治体との連携及び協力を積極的に進めるものとする。

## 第9章 区議会



(区議会の役割)

第 2 2 条 区議会は、区民の信託に応え、区民の福祉を増進させるため、法律の定めるところによりその権限を行使し、区民の代表としての役割を果たすものとする。

2 区議会は、区政運営が適切、公正かつ効率的に行われるように執行機関を監視し、けん制する機能を果たすものとする。

(区議会の情報の公開及び提供)

第 2 3 条 区議会は、議会に対する区民の信頼が深められるように、別に条例で定めるところにより、区議会に関する情報を積極的に公開し、及び提供し、開かれた議会運営に努めるものとする。

## 第 1 0 章 条例の位置付け等

(条例の位置付け)

第 2 4 条 この条例は、区政運営の基本的な事項について定めるものであり、区が定める最高規範であるため、区は、他の条例、規則その他規程の制定改廃にあたっては、この条例の目的に沿って、整合性を図らなければならない。

(条例の規定の見直し等)

第 2 5 条 区は、基本理念及び基本原則その他重要な事項に変更があった場合には、この条例の規定及び関連する諸制度の見直しその他の必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第 2 6 条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

## 付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

(施行状況の検討)

2 この条例の施行後 5 年を目途として、この条例の施行の状況について検討し、その結果に基づいて必要な規定の見直しを行うものとする。

参考資料 7

平和と安全の都市宣言

平成 14 年 10 月 1 日  
告示第 351 号

平和と安全は、私たち共通の願いです。

かけがえのない、美しい地球に住む私たちには、この星を大切に守り、水と緑に囲まれた歴史と伝統のある郷土を、次の世代に引き継ぐ責務があります。

区制 70 周年にあたり、「人間の安全保障」の考え方に立って、足立区は、平和で安全な都市であることを宣言し、区民あげて国際社会の平和と安全を維持するために貢献することを誓います。

足立区

## 参考資料 8

### 人権擁護委員の役割と活動

人権擁護委員は、全国の各市町村長（東京都23区においては区長）が議会の同意を得て推薦し、法務大臣が委嘱した民間の人たちです。この制度は昭和23年に発足し、日ごろ地域に根ざした活動を行っている民間の人たちが、地域の中で人権思想を広め、人権侵害が起きないように見守り、人権を擁護していくことが望ましいという考えから設けられたものであり、諸外国にも例をみない制度です。

現在、約14,000名の委員が全国の各市町村（東京都23区においては区）に配置され、講演会や座談会を開催したり、法務局の人権相談所や自宅などで住民の皆さんからの人権相談を受けるなど、積極的な活動を行っています。

なお、平成6年度から、「いじめ」、体罰、不登校などの子どもをめぐる人権問題に適切に対処するため、人権擁護委員の中から子どもの人権問題を専門的に取り扱う「子どもの人権専門委員」が設けられ、全国で約950名の専門委員が活発な活動を行っています。

#### 人権擁護委員の主な活動

##### 人権啓発活動

###### 人権週間

国際連合の第5回総会（昭和25年12月4日）で、世界人権宣言が採択された日の12月10日が「世界人権デー」と定められました。

日本では昭和24年から、12月10日を最終日とする一週間を「人権週間」と定め、広く国民のみなさんに人権尊重の大切さを呼びかけています。

###### 子どもたちの人権メッセージ発表会

平成6年に「子どもの人権専門委員」制度が発足したことを機に、子どもたち自身にも「人権尊重の精神と自由に意見を表明する権利を体験し理解してもらう場が必要」であるとして、始まったものです。

都内23区と島しょの小学生の代表が一堂に会し、身近にある人権問題について、自分の考えを自分の言葉で発表する「子どもたちが主役」のイベントです。

###### 人権の花運動

人権擁護委員が地元の小学校等に出向いて配布した花の種子や球根などを、子どもたちが協力し合って育てることを通じて、「いのちの大切さ」や「相手への思いやり」

という人権尊重思想をはぐくみ、情操を豊かなものにするを目的としています。

### 全国中学生人権作文コンテスト

次代をになう中学生が、人権問題についての作文を書くことを通じ、豊かな人権感覚を身につけることを目的として、昭和56年度から実施しています。

### 人権教室

主に小学生、幼稚園児などを対象に、人権の花運動における学校訪問や総合的な学習の時間等を利用して、啓発ビデオ、冊子「種をまこう」や人権擁護委員が作成した手作り紙芝居などを使用し、思いやりの大切さなどを伝えています。

### 人権相談

#### 常設相談所

法務局・地方法務局又はその支局内に設置され、土曜・日曜及び祝祭日を除いて毎日開設されています。相談は無料で相談に内容についての秘密は厳守されます。

なお、常設相談所では様々な人権問題について相談に応じているほか、外国人のための人権相談所の開設、女性や子どもの専用相談電話（「女性の人権ホットライン」、「子どもの人権110番」）の設置、インターネットによる人権相談の受付、子どもの人権SOSミニレターなどの取組も行っています。

#### 「子どもの人権SOSミニレター」

電話では相談しにくい、勇気がいるなどといった、子どもたちの気持ちに配慮した手紙による人権相談です。用紙裏面の封筒部分を切り取り、相談したい内容を書いた便箋部分を入れてポストに投函すると、最寄りの法務局・地方法務局に届きます。法務局・地方法務局では、必要に応じて、届いた手紙の内容に対する返事を送付するなど、子どもからの手紙による相談にも積極的に応じています。



### 特設相談所

市町村役場、公民館等の公共施設、デパート、社会福祉施設等において特設相談所を開設しています。

### 全国一斉「人権擁護委員の日」特設人権相談所の開設

人権擁護委員法が施行された日（昭和24年6月1日）を記念して、毎年6月1日に全国各地の公共施設、デパート等において特設相談所を開設しています。

（法務省人権擁護局ホームページ等から引用）